



税 理 士 会 コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長

相原 光美



一般社団法人東毛法人会の皆様、日頃から大変お世話になっております。今回は令和3年度法人税関係法令の改正の中から「中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の特別控除制度」(所得拡大促進税制)についてお話ししたいと思います。

所得拡大促進税制とは、中小企業者が前年度より給与等支給額を増加させた場合に一定の要件を満たしていれば、税額控除が受けられるというものです。今回の改正では、適用要件が見直され、適用期限が2年間延長されました。

1. 適用要件の改正について

(改正前) ・適用要件 継続雇用者給与等支給額の増加額が前年度比で1.5%以上で、かつ雇用者給与等支給額が前年度以上であること

・上乗せ要件 継続雇用者給与等支給額の増加額が前年度比で2.5%以上で、次のいずれかを満たすこと
 イ 教育訓練費が前年度比10%以上増加
 ロ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること

(改正後) ・適用要件 雇用者給与等支給額の増加額が前年度比で1.5%以上であること

・上乗せ要件 雇用者給与等支給額の増加額が前年度比で2.5%以上で、上記イ・ロのいずれかを満たすこと

(用語の意義)

・継続雇用者 適用年度及び前年度の期間内の各月において給与等の支給を受けた国内雇用者(一般被保険者に該当する者に限る)

・雇用者給与等支給額 各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額(その給与に充てるために他者から支払いを受ける金額を控除した金額)

・国内雇用者 法人の使用人(役員と特殊の関係にあるものを除く)のうち国内に所在する事業所につき作成された貸金台帳に記載された者

(注)・役員(使用人兼務役員を含む)及びその特殊関係者の給与は除きます。・雇用安定助成金は控除しません。

2. 税額控除額

・税額控除額=控除対象雇用者給与等支給増加額×15%(上乗せ要件を満たせば25%)

(注)・控除額は法人税額の20%が上限となります。

・控除率(15%または25%)を乗ずる基礎となる金額

は雇用安定助成金も控除して計算した増加額が上限となります。

3. 上乗せ要件について

イ 教育訓練費増加要件

①教育訓練の対象者 国内雇用者です。したがって役員やその特殊関係者は対象になりません。

②対象となる教育訓練費の範囲

⑦外部講師謝金等、外部施設使用料等 ①研修委託費 ②外部研修参加費 となっています。外部に支払う費用であることがポイントのようです。

③申告書に次の事項を記載した書類を添付します。

⑦教育訓練等の実施時期、内容、対象者の氏名

①教育訓練等の費用を支出した年月日、内容、金額、相手先の氏名又は名称

ロ 経営力向上要件

①適用年度の終了の日までに、経営力向上計画の認定を受けている必要があります。(詳しくは中小企業庁HPをご確認ください。)

②適用年度終了後に、経営力向上報告書を作成し経済産業省に提出します。この報告書の中で、指標に係る数値により経営力向上が確認できることが要件となります。

③申告書に、⑦認定を受けた経営力向上計画の写し、①経営力向上計画の認定書の写し、②経営力向上報告書(②で作成したもの)を添付します。

(注)・上乗せ措置の適用を受けるためには、必ず雇用者給与等支給額が2.5%以上増加の要件を満たしていなければなりません。・教育訓練費増加要件と経営力向上要件はどちらかの選択になります。・前年度の教育訓練費が0である場合は増加要件を満たすものとされます。

4. 適用時期

今回の改正は令和3年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。適用期限が2年延長されたので令和5年3月31日までに開始する各事業年度が対象となります。今回の改正により適用要件が雇用者給与等支給額に一本化されました。継続雇用の要件がはずれたことで、賃上げだけでなく雇用増による所得拡大の取組も評価されるようになっていきます。また、一般被保険者に限らず従業員給与の総額で判定できるので、事務負担も軽減されました。ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた経営改革実現のための人材確保をお考えの企業にとっては有用な制度と思われます。詳しい内容につきましては税理士にご相談ください。